

申請された発電側課金の課金単価等に関する報告

第92回 制度設計専門会合 事務局提出資料

2023年12月26日(火)



本日の内容

- 2024年度の発電側課金の導入等に向けて、各一般送配電事業者から2023年12 月 1 日及 び同 5 日付けで、経済産業大臣宛てに、電気事業法に基づく託送供給等約款の変更認可申 請が行われた。
- 現在、料金制度専門会合等において、当該申請の内容が法律・省令等を踏まえたものになっているかについての検証を行っているところ。
- ◆ 本日は、申請された発電側課金の課金単価等に関して、ご報告をさせていただく。

申請された発電側課金の課金単価等について

申請された発電側課金の課金単価等は、以下のとおり。なお、現時点では審査中であり、認可されていない 単価等であることに留意が必要。

> 第51回料金制度専門会合(2023年12月) 資料3

申請された発電側課金の課金単価等

(税込)

	北海道電力 NW	東北電力 NW	東京電力 PG	中部電力 PG	北陸電力 送配電	関西電力 送配電	中国電力 NW	四国電力 送配電	九州電力 送配電	沖縄電力	全国平均
kW課金単価(円/kW・月)	110.00	93.04	87.01	80.42	93.47	97.98	85.02	92.73	85.10	69.95	89.47
kW課金単価(特別高圧系統のある離島) (円/kW・月)	-	80.83	-	-	-	-	76.98	-	79.57	67.60	-
kW課金単価(特別高圧系統のない離島) (円/kW・月)	102.30	80.80	79.85	-	88.68	-	76.93	-	79.53	67.58	-
割引A-1(円/kW·月)	59.40	34.02	30.86	42.25	27.73	32.19	37.24	46.92	38.56	16.50	36.57
割引A-2(円/kW·月)	19.80	13.73	11.44	17.60	9.82	11.55	13.56	14.66	15.86	8.51	13.65
基幹系統接続電源	9.90	6.86	5.72	8.80	4.92	5.78	6.79	7.34	7.93	4.26	6.83
割引A-3(円/kW·月)	9.90	6.86	5.72	8.80	4.92	5.78	6.79	7.34	7.93	4.26	6.83
基幹系統接続電源	4.95	3.43	2.86	4.40	2.45	2.89	3.39	3.66	3.97	2.13	3.41
割引B-1(円/kW·月)	42.90	46.77	48.99	33.36	60.95	60.35	39.69	39.97	39.74	51.07	46.38
割引B-2(円/kW·月)	13.20	18.92	17.80	13.66	21.54	21.92	14.47	10.40	16.36	26.19	17.45
kWh課金単価(円/kWh)	0.35	0.29	0.28	0.26	0.28	0.32	0.28	0.25	0.23	0.24	0.28

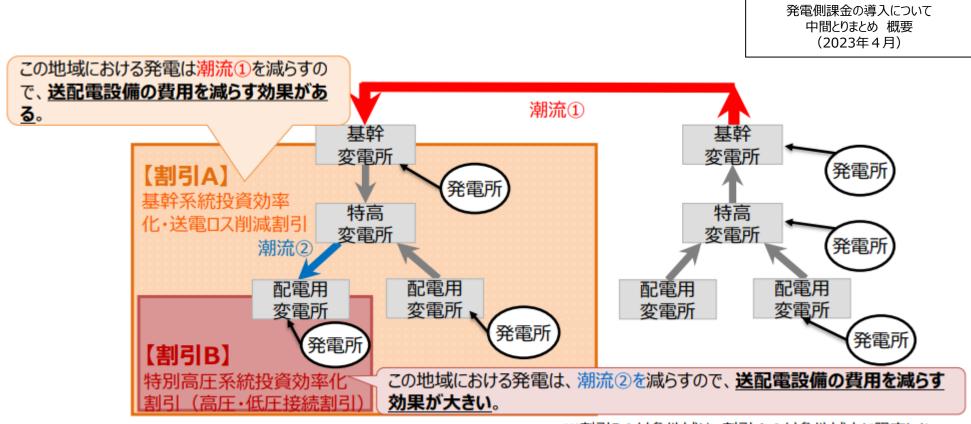
※ 1. 託送供給等約款においては、発電側課金の料金は系統連系受電サービス料金として記載されている。※ 2. kW課金単価は、割引相当額付加単価込みの値。※ 3. 離島等供給約款適用地域のうち、基幹系統及び特別高圧系統が存在しない離島については、割引制度の適用除外地域とし、その他の割引制度適用地域における電源への割 引の実施に伴う割引相当額付加単価を上乗せしないkW課金単価を適用する。基幹系統は存在しないものの、特別高圧系統が存在する地域は、割引Aの適用除外地域とし、その他

の割引A適用地域における電源への割引Aの実施に伴う単価を上乗せしないkW課金単価を適用。
※ 4. 需要地近接性評価割引制度と同様、基幹系統接続電源の割引単価は、特別高圧系統接続電源の割引単価の1/2とするため(割引A-1を除く)、基幹系統接続電源の割引
A-2、A-3については、その他電源の同割引単価の半額適用となる(基幹系統以外の接続電源は、A-2、A-3についても全額適用となる)。

※ 5. 需要地近接性評価割引制度の適用を受けていた電源(暫定措置のものは除く)については、経過措置として、引き続き割引対象とする。経過措置の期間は、その次の割引対象 地域の見直し時までとし、当該期間中は、割引A-2・B-2を適用する(経過措置対象電源のうち、発電側課金の割引単価がA-2・B-2を下回る電源に対して、当該単価を適用)。

(参考) 発電側課金の割引制度

発電側課金における割引制度は、電源が送配電設備の整備費用に与える影響を課金額に反映させるもの。基幹系統に与える影響に着目した割引A、配電系統に接続する電源を対象とし、特別高圧系統に与える影響に着目した割引Bを設定する。



※割引Bの対象地域は、割引Aの対象地域内に限定しない。

発電側課金のkW課金対象について

第90回制度設計専門会合(2023年10月)において、kW課金の対象kWは需要側の託送契約kWを上回る発電側の逆潮kW分(G-L)であることを再周知していたところ。その際、参考として各エリアにおけるG-L率の平均値(試算値)を掲載していたため、今回、申請された課金単価の諸元に基づいて、当該平均値のアップデートした値を以下に示す。

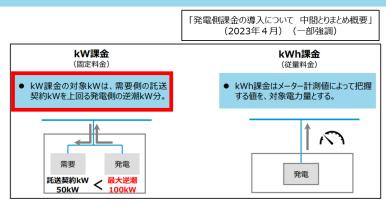
各エリアにおけるG-L率の平均値

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
82.0%	95.7%	95.2%	93.9%	96.7%	90.4%	85.8%	87.8%	93.9%	97.1%

● 発電側課金はkW課金とkWh課金の2種類の方法で課金することとなっており、このうち、kW課金の対象kWは、需要側の託送契約kWを上回る発電側の逆潮kW分(G-L)と整理している。

第90回制度設計専門会合 (2023年10月) 資料 9

● 発電事業者や小売電気事業者におかれては、相対契約の協議などの際に、その点も踏まえて 協議いただきたい。



(参考)各エリアにおけるG-L率の平均値(試算値)

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
88.3%	96.2%	95.8%	94.7%	96.7%	91.4%	85.8%	89.1%	95.4%	97.9%

- ※1. G-L率は、(発電kW一需要kW) / 発電kWによって算出。
- ※2. 値はエリア全体の平均値であり、個々の契約のG-L率とは一致しない。
- ※3. 現在、精査中である一般送配電事業者から受領した諸元に基づく試算値であり、今後変更の可能性あり。